

平成29年6月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(平成29年度6月補正予算等関係)

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成29年6月定例会議案説明資料目次

## 【予算関係】 (一般会計)

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算(第1号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 環境立県推進課 緑豊かな自然課 消費生活センター 住まいまちづくり課	1 2 4 7 8
	2 歳入歳出事項別明細書		11
	3 節の明細		19
	4 債務負担行為に関する調書	緑豊かな自然課 他	20

## 【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第12号	鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正について	住まいまちづくり課	22

## (報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	平成28年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について	水・大気環境課	33
報告第2号	平成28年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	緑豊かな自然課 他	34
報告第3号	平成28年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について	住まいまちづくり課	35
報告第4号	平成28年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	水・大気環境課	36
報告第9号	議会の委任による専決処分の報告について  (13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年5月17日専決)	住まいまちづくり課	37

## 議案説明資料総括表

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<b>(一般会計)</b>								
環境立県推進課	2,369,115	14,320	2,383,435	14,320			7,438	48,308
緑豊かな自然課	1,854,583	55,746	1,910,329					
消費生活センター	106,326	2,400	108,726				2,400	
住まいまちづくり課	2,473,969	255,736	2,729,705	78,605	⟨102,000⟩ 102,000		75,131	
合 計	8,697,662	328,202	9,025,864	92,925	⟨102,000⟩ 102,000	7,438	125,839	227,839
<b>(一般会計)</b>								
環境立県推進課	(新) 太陽光と次世代自動車による脱炭素コミュニティ事業可能性調査事業 他							
緑豊かな自然課	(新) 第3回「山の日」記念全国大会運営事業 他							
消費生活センター	未来と人と社会のための「思いやり消費」普及事業							
住まいまちづくり課	バリアフリー環境整備促進事業 他							

(注) 起債欄の上段 ⟨ ⟩ 書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県負担額は起債欄の ⟨ ⟩ 書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

## 平成29年度一般会計補正予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

##### 4目 環境保全費

環境立県推進課（内線：7879）

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 太陽光と次世代自動車による脱炭素コミュニティ事業可能性調査事業	0	10,000	10,000	10,000				
トータルコスト	0	10,795	10,795	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	関係者との調整、業務発注・契約、業務の執行管理など				
工程表の政策目標（指標）	エネルギー転換の率先的取組（温室効果ガス削減に向けた再生可能エネルギーの導入加速）、NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

脱炭素社会の実現に向け、米子市及び境港市と連携し、これまで県が進めている「エネルギー転換」と「EV・PHVタウン」の取組を発展させ、再生可能エネルギー由来の電気（太陽光発電）による「EV・PHVタウン」の取組を推進する。（国 10/10）

※EV：電気自動車 PHV：プラグインハイブリッド車

##### 2 主な事業内容

米子市、境港市の公共施設（5箇所程度）に太陽光発電、蓄電池及びV2Hを導入し、①設置施設のエネルギー消費の最適化、②防災機能の強化、③充電サービス・カーシェアリングサービスの提供による地域産業の振興を図る。

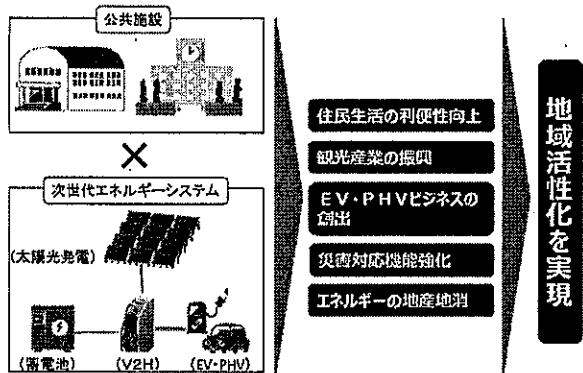
平成29年度は、事業可能性調査を実施する。（太陽光発電を活用した充給電設備の整備計画の策定、設置施設のエネルギー需給や防災機能強化の検証及びカーシェアリング等の新たな地域サービスの立案等）

※V2H：電気自動車等充給電設備

<想定スケジュール>

平成29年度 事業可能性調査

平成30年度 実施設計、施設整備



##### 3 これまでの取組状況、改善点

○「第2期とっとり環境イニシアティブプラン」において、公共施設等における積極的な再生可能エネルギーの導入等を推進する「エネルギー転換」及び「EV・PHVタウン」を実現する取組等を推進する「環境実践の展開」を施策の柱の1つとしているところである。

・平成27年度末の再生可能エネルギーの設備導入量は846,319kWとなっている。

（第2期とっとり環境イニシアティブプランの平成30年度末の目標値の38%達成）

・「第2期鳥取県EV・PHVタウン構想」（平成26年12月策定）に基づき、公用車への率先導入、道の駅や観光施設などへの充電インフラの整備等を推進しており、充電器の整備状況は急速76基、普通102基、計178基となっている。（平成28年12月末時点）

（2020年までの整備目標に対する達成率：急速81.7%、普通31.4%）

○太陽光発電は天候に左右され電力需要への追従ができないため、施設のエネルギー消費を最適化するためには、需要に見合った電力を供給することができる蓄電池を組み合わせた電力供給システムが必要である。

○これまで導入してきた再生可能エネルギーによる電力の送配電は中央集中型の電力系統に依存しているため、災害に柔軟に対応できる小規模な範囲の電力供給システムの構築が必要である。

○既存のEV・PHVの充電設備は、系統電力に依存する従来型のシステムであり、再生可能エネルギーによる電力でまかなくシステム構築には至っていない。

## 平成29年度一般会計補正予算説明資料

### 4款 衛生費

#### 2項 環境衛生費

##### 4目 環境保全費

環境立県推進課（内線：7879）

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 太陽光発電保守支援体制整備事業	0	4,320	4,320	4,320				
トータルコスト	0	5,115	5,115	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	データベース作成委託、研修事業の実施、アンケート調査委託、広報等				
工程表の政策目標（指標）	エネルギー・シフトの率先的取組（地域エネルギー社会構築）							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

太陽光発電の急速な導入により、不十分な設計施工・メンテナンスや、周辺住民との合意不足等の課題が生じていることから、平成29年4月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行され、発電事業者（一般県民を含む）に適切な保守点検対応が義務づけられた。

これを受け、県内における太陽光発電設備の安全かつ適正な維持を図るために、県内事業者と連携しながら、県民の太陽光発電設備管理を支援する体制を構築する。（国10／10）

##### 2 主な事業内容

###### (1) 太陽光発電設備保守点検事業者のデータベース作成（540千円）

県内事業者の情報を収集・管理し、ウェブやパンフレット等で周知・活用を図る。

###### (2) 研修事業の開催（43千円）

資源エネルギー庁が実施する、太陽光発電に関する研修の会場提供、設営及び研修広報等を実施する。

###### (3) 太陽光発電設備保守点検に関する広報（756千円）

発電事業者や地域住民等に対して、太陽光発電設備の保守点検の必要性を、広報紙面や新設するホームページ、パンフレットにより普及啓発する。

###### (4) 太陽光発電設備保守点検事業団体の設立（108千円）

県内事業者を中心に保守点検をはじめとする太陽光発電設備の普及・維持を行う新たな組織を設立する。

###### (5) 保守点検技術向上研修（713千円）

県内事業者の太陽光発電設備の保守点検をはじめとする知識や技術の向上を図るため、講師招聘研修や視察研修を実施する。

###### (6) 県内の保守点検事業者向けの手引き等作成（216千円）

県内事業者向けに、太陽光発電設備の保守点検等に関する手引き、事例集等を作成する。

###### (7) 太陽光発電設備設置者への保守点検に関する調査（1,944千円）

設備の保守点検の現状、要望等を把握するため、アンケート調査を実施する。

##### 3 これまでの取組状況、改善点

本県でも、太陽光発電の導入を推進してきたが、これまで保守点検は個別の事業者が対応してきた。

発電事業者（一般県民を含む）に対する保守点検対応の義務化により、保守管理の需要が高まることが想定される中、安全かつ適正に太陽光発電設備を維持していくための体制を構築する必要がある。

# 平成29年度一般会計補正予算説明資料

## 4款 衛生費 2項 環境衛生費 4目 環境保全費

・ 緑豊かな自然課（内線：7200）  
(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考	
				国庫支出金	起債	その他		
(新) 第3回「山の日」記念全国大会運営事業	0	44,824	44,824			(雑入) 16	44,808	
トータルコスト	0	76,616	76,616	(補正に係る主な業務内容) 大会行事及び実行委員会等の企画運営、基本実施計画や開催業務の委託等				
従事する職員数	0.0人	4.0人	4.0人					
工程表の政策目標（指標）	「山の日」の制定を契機として身近な自然に親しむ機運の醸成を図り、鳥取の緑豊かな自然の保護・保全を進めながら、自然公園における利用の促進を目指す。							

### 1 事業の目的・概要

第3回「山の日」記念全国大会を本県に招致し、大山開山1300年祭の核として位置づけることで、自然保護意識の更なるかん養につなげるとともに、大山の自然・歴史・文化を広く内外に発信することにより、全国からの誘客促進を図る。

#### <「山の日」記念全国大会>

平成28年8月11日に初めての祝日を迎えた「山の日」の制定趣旨の周知と、山に親しむ機会を創出し、山の恩恵に感謝する機会とすることを目的に、毎年全国各地で開催している。  
(第1回：長野県、第2回：栃木県)

### 2 主な事業内容

#### (1) 催事概要

招待者を歓迎するレセプション、大山ならではの特徴や取組を盛り込んだ記念式典を開催するほか、大山開山1300年祭と連携させたシンポジウム、エクスカーション等を開催することで大山の魅力を広く内外に発信し、全国からの誘客促進につなげる。(実行委員会主催事業(事務局：県))

開催日	行事	場所
平成30年8月	10日(金) ・レセプション	米子市内
	11日(土・祝) ・記念式典 ・シンポジウム	大山町 大山寺地内
	12日(日) ・エクスカーション	大山周辺
通年(関連行事・夏休み期間中心)	・大山開山1300年祭各種連携イベント ・山頂からの星空鑑賞等	県内 各市町村

#### (2) 事業費

関係市町や賛同企業と連携し、事業に要する経費を負担するとともに、円滑な実施に向けた体制を整備する。

①実行委員会負担金：41,000千円

(単位：千円)

事業費	計	負担割合		
		県負担	市町負担	協賛金
記念式典・行事 41,215	15,970	6,815	64,000	41,000 13,000 10,000

※速やかな執行が可能となるよう、実行委員会負担金については債務負担行為を設定する。

②非常勤職員人件費(2名)：3,824千円  
合計 44,824千円

#### (3) 主なスケジュール

平成29年	5月30日	開催地正式決定
	6月3日	開催地決定伝達式（大山夏山開き祭前夜祭）
	7月中	大会実行委員会(第1回総会)：立ち上げ
	8月11日	第2回「山の日」記念全国大会でのリレーセレモニー
	12月	大会実行委員会(第2回総会)：事業計画(骨子)承認
平成30年	3月	大会実行委員会(第3回総会)：事業計画(実施案)承認
	8月11日	第3回「山の日」記念全国大会

### 3 これまでの取組状況、改善点

- ・大山キャリーダウンボランティア、山ガールサミットや山フェス等の取組を展開し、全県にわたって本県の豊かな自然の保護と利用を推進するとともに、その魅力を県内外へ発信することにより、観光誘客を促進し、地域の活性化につなげている。
- ・特に大山は、外国人旅行者へのPRを積極的に展開するとともに、「国立公園満喫プロジェクト」を活用したビューポイント整備等を進めている。
- ・平成30年に大山開山1300年を迎えることを契機に、地元関係者が連携して資源の発掘・磨き上げを行い、様々な取組を展開している。

# 平成29年度一般会計補正予算説明資料

## 4款 衛生費

### 2項 環境衛生費

#### 4目 環境保全費

緑豊かな自然課（内線：7200）

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自然公園等管理費	209,033	3,500	212,533				3,500	
トータルコスト	271,027	3,500	274,527	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	7.8人	0.0人	7.8人	用地基礎調査、設計委託				
工程表の政策目標（指標）	山の日の制定などを契機として身近な自然に親しむ機運の醸成を図り、鳥取の緑豊かな自然の保護・保全を進めながら、自然公園における利用の促進を目指す。							

#### 事業内容の説明

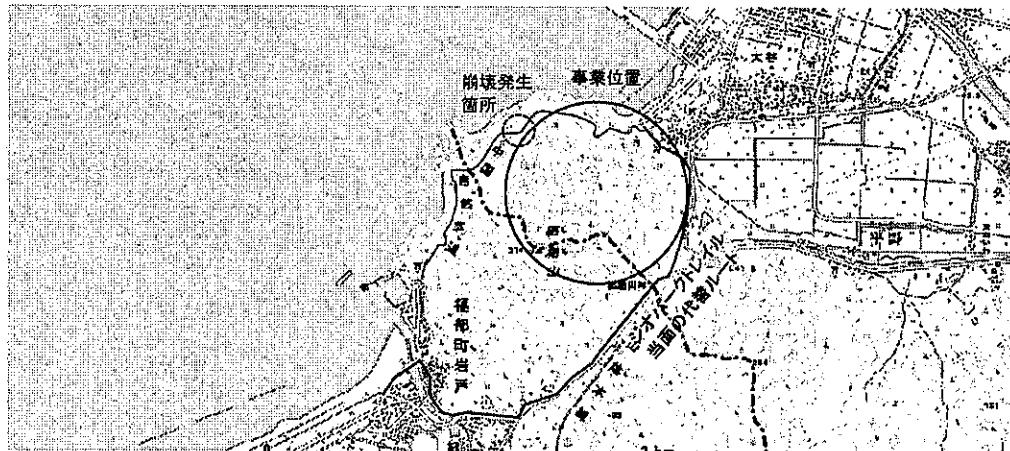
##### 1 事業の目的・概要

県が管理する自然歩道のうち、岩美町大谷地内の中国自然歩道の一部について、平成29年2月下旬の豪雪に伴う融雪により地滑り性崩壊が発生し、原道の復旧が困難なことから、安全な別ルートへの付け替えを検討する。

##### 2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	予算額	内容
中国自然歩道付替路線検討委託	3,500	用地基礎調査・路線検討設計



##### (今後の主なスケジュール)

- ・H29 基本計画・基本設計→地元及び関係団体調整→環境省との調整
- ・H30 公園事業変更手続き→実施設計
- ・H31 工事実施（年度末供用開始予定）

##### 3 これまでの取組状況、改善点

- ・優れた自然の風景地の利用増進を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設、自然歩道等の整備・修繕等を実施している。
- ・当該自然歩道は、岩美町大谷と鳥取市福部町岩戸とを結ぶ風光明媚なルートであり、毎年、修景伐採やベンチ等の改修を定期的に行っている。
- ・平成28年度には山陰海岸ジオパークトレイルコースに認定され、ロングトレイルに関わる米国の著名人からも高い評価を得た。
- ・現在は一時的に代替ルートを案内しているが、地元等との調整を進めルート再整備を行う。

## 平成29年度一般会計補正予算説明資料

### 8款 土木費

#### 5項 都市計画費

##### 3目 公園費

緑豊かな自然課（内線：7403）

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立布勢総合運動公園基金造成補助事業	0	7,422	7,422			(雑入) 7,422		
トータルコスト	0	7,422	7,422	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金の支払い				
工程表の政策目標（指標）	一							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

平成28年度県立布勢総合運動公園の指定管理料について、指定管理者である公益財団法人鳥取県体育協会に対して基金造成のための補助金を交付する。

##### 〔参考〕

県立の指定管理施設のうち指名指定により管理を行っている施設については、指定管理者の経費節減努力にインセンティブが働くよう、指定管理料の余剰金をいったん県に全額返還した後、そのうち、経営努力といえる経費の2／3を指定管理者が設ける基金に積み立て、自主的に行う公益事業等の実施に充当できる仕組みとしている。

##### 2 主な事業内容

補助金の名称	鳥取県立布勢総合運動公園基金造成事業補助金
交付先	公益財団法人鳥取県体育協会（県立布勢総合運動公園の指定管理者（指名指定））
補助内容	以下の事業に充当するために造成する基金に対して補助金を交付する。 ①公益財団法人鳥取県体育協会が定款に定める公益事業 ・スポーツに関する宣伝、啓発、指導奨励、人材育成 ・体育大会、各種講習会の実施及びその援助 等 ②県立布勢総合運動公園の管理運営事業
補助額	7,422千円

##### 〔参考〕積算根拠

(単位：千円)

区分	金額	適要
平成28年度委託料支払額	273,806	A
平成28年度委託料実績額	260,832	B
平成28年度委託料余剰額	12,974	C=A-B
うち経営努力によらない額	1,841	D (業務委託等の複数年契約による請負差額等)
差引	11,133	E=C-D
補助金額	7,422	F=E×2/3

## 平成29年度一般会計補正予算説明資料

### 3款 民生費

#### 1項 社会福祉費

##### 7目 消費者支援対策費

消費生活センター（内線：7186）

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
未来と人と社会のための「思いやり消費」普及事業	14,638	2,400	17,038				2,400	
トータルコスト	20,996	3,195	24,191	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.8人	0.1人	0.9人	県産「エシカル商品」発信事業運営委託、協議会負担金の支払				
工程表の政策目標（指標）	消費者教育の推進							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

一般社団法人日本エシカル推進協議会（以下「エシカル推進協議会」という。）に参画し、「思いやり消費」（エシカル消費）普及のための「エシカル基準」の策定に関与することで、県産「エシカル商品」の認定・普及・発信につなげる。

また、「思いやり消費」を実践できる環境づくりの一環として、県産「エシカル商品」产品市を開催することで、高品質の県産「エシカル商品」を広く県内外に発信する。

##### <「思いやり消費」（エシカル消費）>

- ・人や社会、環境への配慮など、商品やサービスの背景にある社会的価値を考えた消費活動のこと。

##### <エシカル推進協議会>

- ・目的：社会、環境、地域等に配慮した「エシカル」な生産、流通、販売、購入などの行動及び活動の推進、普及啓発・情報提供・調査研究に関する事業等の実施により、持続可能な社会構築に寄与する。

- ・構成員：民間企業及び団体、地方自治体、個人 約120団体

- ・設立：平成29年2月15日

##### <「エシカル商品」>

- ・（例）県産素材と専門家の技術・アイデアを組み合わせ、障がい者が生産に携わる商品など。

##### 2 主な事業内容

###### (1) エシカル推進協議会への参画（200千円）

協議会に参画し、「エシカル基準」の策定に関与することで、県産「エシカル商品」の認定・普及・発信につなげる。

また、同協議会と連携して、地域における活動推進リーダーの育成、様々な主体の協働による推進活動、更なる「思いやり消費」の普及促進を進める。

###### (2) 県産「エシカル商品」の発信（2,200千円）

消費者庁主催による一般向け啓発イベント「エシカル・ラボ」を県内に招致し、「思いやり消費」の必要性と消費者としての実践的重要性等について県民の理解を促進するとともに、県産「エシカル商品」产品市を同時開催することで、高品質の県産「エシカル商品」を広く県内外に発信する。

##### 3 これまでの取組状況、改善点

- ・昨年3月に「鳥取県消費者教育推進計画」を策定し、「思いやり消費」の啓発・教育に重点的に取り組んでいるところである。
- ・これまでの取組により、消費行動実践に向けた前向きな感想が得られるなど、一定の浸透を図ることができたが、全国的な推進主体との連携及び消費者庁主催啓発イベントと連携した取組を行うことにより、更なる普及促進を図る。

## 平成29年度一般会計補正予算説明資料

### 8款 土木費

#### 1項 土木管理費

##### 4目 建築指導費

住まいまちづくり課（内線：7391）

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
パリアフリー環境整備促進事業	28,013	2,813	30,826				2,813	
トータルコスト	32,782	2,813	35,595	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人	周知説明、補助金事務				
工程表の政策目標（指標）	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

本定例会へ提案する「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例）の趣旨を踏まえ、視覚障がい者の自由な移動を支援するため、既存の音声誘導装置設置支援を拡充する。（「障がい者の情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障」）

##### 2 主な事業内容

###### 福祉のまちづくり推進事業補助金メニューの追加

現在新築建物の玄関の外側のみ支援対象としている音声誘導装置の設置について、既存建物・新築建物を問わず、また、トイレ等建物内への設置についても支援対象とする。

補助事業及び 限度額	既存・新築建物への音声誘導装置の設置（玄関+内部） 限度額：3,000（千円）（装置@1,000千円×3個相当）
補助対象	民間建築物の所有者（市町村への間接補助）
負担割合	・改修（特別特定建築物）：国3/8、県1.5/8、市町村1.5/8、所有者2/8 ・新築等：国2/8、県1/8、市町村1/8、所有者4/8
所要額	・改修（特別特定建築物）：3,000（千円）×1.5/8×3件=1,687.5千円 ・新築等：3,000（千円）×1/8×3件=1,125千円 計2,812.5千円

※特別特定建築物…不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物（平成31年度まで時限的に補助率を拡充して支援）

##### 3 これまでの取組状況、改善点

・「鳥取県福祉のまちづくり条例」の改正（平成20年10月1日施行）により、一定規模用途の建築物に対して、新築・増改築時の整備基準への適合を義務づけた結果、適合率が大幅アップした。

###### <新築・増築建物の適合率の推移>

平成19年度：33%→平成21～25年度：60%（5ヶ年平均）

・平成28年4月に条例を改正し、新たに聴覚障がい者対応客室、電光表示板・回転灯等、屋根付き駐車場、休憩スペース、腰掛便座の設置等を義務づけた。

また、義務づけ対象となる規模を引き下げた。（新築・増築建物の適合率70%以上）

・上記制度について、7市町が制度創設に至っていないため、引き続き働きかけていく必要がある。

# 平成29年度一般会計補正予算説明資料

## 8款 土木費

### 6項 住宅費

#### 2目 住宅建設費

住まいまちづくり課（内線：7408）

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり住まいる支援事業	437,850	70,000	507,850				70,000	
トータルコスト	449,772	70,000	519,772	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	申請書等の審査、中間確認、完成検査、補助金支払				
工程表の政策目標（指標）	—							

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的・概要

木造住宅の新築や改修を行う場合に、県産材の使用量等に応じて助成を行うことで、県民の住まいづくりを支援するとともに地場産業の振興を図る。

##### 2 主な事業内容

制度周知が進んできたことに加えて、歴史的な低金利の影響等により住宅需要が増大している。今後もこの傾向が想定され、事業費の不足が見込まれることから、その不足分について増額補正を行う。

##### 《補正額算出根拠》

A : 当初予算額	437,850千円	新築550戸 改修60戸
B : 所要見込額	507,850千円	新築900戸 改修100戸
C : 不足額	70,000千円	C=B-A

※併せて、次年度支払分に係る債務負担行為限度額の引き上げを行う。

(306,850千円→501,850千円)

##### ＜参考＞制度概要

次の要件を満たす住宅の新築及び改修を行う者に対し支援を行う。

《新築》県内に本拠地を置く建設業者により施工  
《改修》県産材を構造材等に0.3m<sup>3</sup>以上又は内外  
装仕上材に1m<sup>2</sup>以上使用 (最大50万円)  
(最大100万円)

支援項目	支援額
(1) 木造住宅支援	定額 2万円
(2) 県産材活用支援	定額40万円
上記(1)、(2)を満たす場合、以下のとおり上乗せ支援を行う。	
(3) 県産材中規模加算支援	定額 8万円
(4) 県産材大規模加算支援	定額 5万円
(5) 県産規格材活用支援	上限15万円
(6) 伝統技能活用支援	定額20万円
(7) 子育世帯等支援	定額10万円
(8) 三世代同居等支援	定額 5万円

支援項目	支援額
(1) 県産材活用支援	上限25万円
上記(1)を満たす場合、以下のとおり上乗せ支援を行う。	
(2) 伝統技能活用支援	上限15万円
(3) 子育世帯等支援	定額 5万円
(4) 三世代同居等支援	定額 5万円

##### 3 これまでの取組状況、改善点

- 平成26年度の「とっとり住まいる支援事業補助金」制度運用開始後、平成27、28年度に県産材を多く活用する場合の加算支援や三世代同居等に対する上乗せ支援を追加するなど、より活用していくべきやすい制度への改正を行ってきた。
  - また、チラシの活用等により、地元工務店を通じて県民へのPRを地道に行ってきました結果、制度周知が進み、本支援制度の活用率が大幅に上昇してきた。
- (活用率(補助金申請数/在来工法住宅着工数):平成27年度 57% ⇒ 平成28年度 63%)
- さらに、日本銀行のマイナス金利導入(平成28年1月末)以降の歴史的な住宅ローン金利低下の影響を受け、木造一戸建住宅着工数が大幅に伸びている。

##### ＜県内木造住宅一戸建住宅着工数(2ヶ月比較)＞

平成28年 2月: 86戸 3月: 109戸 計: 195戸

平成29年 2月: 134戸 3月: 123戸 計: 257戸 (28年比約1.3倍)

平成29年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

2目 住宅建設費

住まいまちづくり課（内線：7412）

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
公営住宅整備事業	1,019,981	182,923	1,202,904	78,605	(102,000)	102,000	2,318	県負担額 104,318
トータルコスト	1,057,337	182,923	1,240,260	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	4.7人	0.0人	4.7人	公営住宅の整備、大規模改修				
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

国認証増による増額補正である。

＜事業概要＞昭和50年代以前に建設され老朽化した県営住宅（約1,600戸）のうち全面的な改善が適当と判断された住棟については、公的資産の有効活用及び環境配慮の観点から順次、長寿命化を図ることとし、トータルリモデル（全面的改善）を実施する。

また、住棟型式等から全面的な改善が適さない住棟については、エコ改善（断熱・省エネ改修等）又は個別の修繕を実施する。

2 主な事業内容

(1) エコ改善事業 163,484円

団地名	位置	構造・階数	戸数	備考
ひばりが丘	鳥取市浜坂	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(3期)工事
末恒第1	鳥取市美萩野	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(2期)設計
上福原第1	米子市福原	鉄筋コンクリート造4階建	16	エコ改善(1期)設計

(2) 大規模改修事業 19,439千円

- 外壁屋上改修の実施設計（米子市上粟島団地他 計3団地5棟）
- エレベーター耐震改修（倉吉市和田団地 計1団地1棟）

3 これまでの取組状況、改善点

- 鳥取県住生活基本計画、鳥取県公営住宅等長寿命化計画に基づき、既存住宅の適切なストック管理のための長寿命化の改修事業等を計画的に実施している。
- 地域住宅計画Ⅱ期の5カ年計画（H23～27）では、全面的改善時のコスト縮減及び省エネ改修の手法によるエコ改善事業に取り組んだ。
- 地域住宅計画Ⅲ期の5カ年計画（H28～32）では、全面的改善及びエコ改善の一層のコスト縮減に取り組んでいる。

(注) 起債額の上段（ ）書きは交付税措置額を除いた金額である。

備考欄の県負担額は起債欄の（ ）書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成29年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	3款 民生費								
				うち生活環境部					
				1項 社会福祉費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	428,593	2,595	431,188	13,588		13,588	13,588		13,588
2 給料	1,591,362		1,591,362	18,990		18,990	18,990		18,990
3 職員手当等	904,293		904,293	9,545		9,545	9,545		9,545
4 共済費	617,605	271	617,876	8,842		8,842	8,842		8,842
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	288		288						
8 報償費	77,566	3,702	81,268	4,018		4,018	4,018		4,018
9 旅費	66,552	302	66,854	4,847		4,847	4,847		4,847
費用弁償	10,197		10,197	1,709		1,709	1,709		1,709
普通旅費	34,106		34,106	1,805		1,805	1,805		1,805
特別旅費	22,249	302	22,551	1,333		1,333	1,333		1,333
10 交際費									
11 駕用費	177,384	714	178,098	8,163		8,163	8,163		8,163
12 役務費	83,639	20	83,659	3,915		3,915	3,915		3,915
13 委託料	3,058,972	49,032	3,108,004	47,708	2,200	49,908	47,708	2,200	49,908
14 使用料及び賃借料	70,819	20	70,839	2,564		2,564	2,564		2,564
15 工事請負費	72,748		72,748						
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	21,111		21,111	20		20	20		20
19 負担金、補助及び交付金	35,487,173	173,708	35,660,881	39,281	200	39,481	39,281	200	39,481
20 扶助費	1,757,088		1,757,088						
21 貸付金	39,680		39,680	200		200	200		200
22 補償、補填及び賠償金									
23 借入金、利子及び割引料	37		37						
24 投資及び出資金									
25 積立金	297,710		297,710	4		4	4		4
26 寄附金	1,250		1,250						
27 公課費	89		89						
28 繰出金	2,650		2,650						
予備費									
計	44,756,609	230,364	44,986,973	161,685	2,400	164,085	161,685	2,400	164,085
財国庫支出金	3,048,629	17,540	3,066,169	58,107		58,107	58,107		58,107
源地方債	25,000		25,000						
内その他の	2,830,453	130,711	2,961,164	53		53	53		53
訳一般財源	38,852,527	82,113	38,934,640	103,525	2,400	105,925	103,525	2,400	105,925

平成29年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	3款 民生費		
	うち生活環境部		
	1項 社会福祉費		
	7目 消費者支援対策費		
	補正前	補正額	補正後
1 報酬	13,388		13,388
2 給料	18,990		18,990
3 職員手当等	9,545		9,545
4 共済費	8,842		8,842
5 災害補償費			
6 恩給及び退職年金			
7 賃金			
8 報償費	3,734		3,734
9 旅費	4,300		4,300
費用弁償	1,652		1,652
普通旅費	1,500		1,500
特別旅費	1,148		1,148
10 交際費			
11 需用費	7,650		7,650
12 役務費	3,230		3,230
13 委託料	47,654	2,200	49,854
14 使用料及び賃借料	2,369		2,369
15 工事請負費			
16 原材料費			
17 公有財産購入費			
18 備品購入費	20		20
19 負担金、補助及び交付金	21,795	200	21,995
20 扶助費			
21 貸付金	200		200
22 補償、補填及び賠償金			
23 債還金、利子及び割引料			
24 投資及び出資金			
25 積立金	4		4
26 寄附金			
27 公課費			
28 繰出金			
予備費			
計	141,721	2,400	144,121
財 國庫支出金	58,107		58,107
源 地方債			
内 その他の	53		53
訳 一般財源	83,561	2,400	85,961

平成29年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	4款 衛生費								
				うち生活環境部			2項 環境衛生費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	168,876	3,291	172,167	75,623	3,291	78,914	52,494	3,291	55,785
2 給料	1,549,584		1,549,584	759,600		759,600	334,224		334,224
3 職員手当等	891,097		891,097	389,725		389,725	173,800		173,800
4 共済費	583,818	879	584,697	285,855	533	286,388	128,489	533	129,022
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	13,804	2,136	15,940						
8 報償費	48,231	216	48,447	15,414	216	15,630	14,927	216	15,143
9 旅費	71,096	228	71,324	32,068	228	32,296	27,249	228	27,477
費用弁償	9,184		9,184	4,140		4,140	3,789		3,789
普通旅費	33,269		33,269	18,487		18,487	14,763		14,763
特別旅費	28,643	228	28,871	9,441	228	9,669	8,697	228	8,925
10 交際費									
11 需用費	173,953		173,953	107,853		107,853	64,260		64,260
12 役務費	67,780		67,780	33,081		33,081	25,753		25,753
13 委託料	1,063,101	17,064	1,080,165	611,664	17,064	628,728	505,900	17,064	522,964
14 使用料及び賃借料	79,085	312	79,397	48,591	312	48,903	43,937	312	44,249
15 工事請負費	1,226,348		1,226,348	813,184		813,184	793,967		793,967
16 原材料費									
17 公有財産購入費	4,273		4,273						
18 備品購入費	41,871		41,871	15,764		15,764	13,781		13,781
19 貸租金、補助及び交付金	5,431,007	48,127	5,479,134	711,948	41,000	752,948	671,339	41,000	712,339
20 扶助費	1,400,160		1,400,160						
21 貸付金	1,062,773		1,062,773	3,000		3,000	3,000		3,000
22 補償、補填及び賠償金									
23 損還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	1,794,620		1,794,620	13,115		13,115	13,115		13,115
26 寄附金	58,645		58,645	24,445		24,445	24,445		24,445
27 公課費	57		57	7		7	7		7
28 繰出金									
予備費									
計	15,730,179	72,253	15,802,432	3,940,937	62,644	4,003,581	2,890,687	62,644	2,953,331
財国庫支出金	3,798,419	15,557	3,813,976	850,960	14,320	865,280	833,414	14,320	847,734
源地方債	408,000		408,000	343,000		343,000	340,000		340,000
内その他の	1,170,496	24	1,170,520	155,401	16	155,417	153,019	16	153,035
訳一般財源	10,353,264	56,672	10,409,936	2,591,576	48,308	2,639,884	1,564,254	48,308	1,612,562

平成29年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	4款 衛生費		
	うち生活環境部		
	2項 環境衛生費		
	4目 環境保全費		
	補正前	補正額	補正後
1 報酬	49,592	3,291	52,883
2 給料			
3 職員手当等			
4 共済費	7,398	533	7,931
5 災害補償費			
6 恩給及び退職年金			
7 賃金			
8 報償費	7,791	216	8,007
9 旅費	22,225	228	22,453
費用弁償	3,615		3,615
普通旅費	11,878		11,878
特別旅費	6,732	228	6,960
10 交際費			
11 需用費	41,817		41,817
12 役務費	22,641		22,641
13 委託料	489,005	17,064	506,069
14 使用料及び賃借料	40,559	312	40,871
15 工事請負費	793,967		793,967
16 原材料費			
17 公有財産購入費			
18 備品購入費	9,278		9,278
19 負担金、補助及び交付金	625,587	41,000	666,587
20 扶助費			
21 貸付金	3,000		3,000
22 補償、補填及び賠償金			
23 債還金、利子及び割引料			
24 投資及び出資金			
25 積立金	13,115		13,115
26 寄附金	24,445		24,445
27 公課費	7		7
28 繙出金			
予備費			
計	2,150,427	62,644	2,213,071
財 国庫支出金	804,489	14,320	818,809
源 地方債	340,000		340,000
内 そ の 他	34,680	16	34,696
訳 一般財源	971,258	48,308	1,019,566

平成29年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	8款 土木費								
				うち生活環境部			1項 土木管理費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	330,140		330,140	42,318		42,318	310		310
2 給料	2,009,142		2,009,142	239,274		239,274	18,990		18,990
3 職員手当等	1,012,286		1,012,286	120,272		120,272	9,545		9,545
4 共済費	776,759		776,759	91,172		91,172	6,860		6,860
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 賃金	493		493	493		493			
8 報償費	8,666		8,666	940		940	36		36
9 旅費	44,828		44,828	5,571		5,571	479		479
費用弁償	3,219		3,219	812		812	379		379
普通旅費	39,992		39,992	4,506		4,506	64		64
特別旅費	1,617		1,617	253		253	36		36
10 交際費									
11 需用費	713,365	350	713,715	59,806		59,806	1,717		1,717
12 役務費	164,038	1,350	165,388	12,300		12,300	75		75
13 委託料	7,243,123	468,935	7,712,058	900,506	22,853	923,359	59,227		59,227
14 使用料及び賃借料	216,510	△4,300	212,210	15,747		15,747	1,497		1,497
15 工事請負費	19,352,659	2,617,285	21,969,944	1,253,545	157,830	1,411,375			
16 原材料費	9,651		9,651						
17 公有財産購入費	709,268	26,800	736,068						
18 備品購入費	330,665		330,665	38,082		38,082	32		32
19 負担金、補助及び交付金	9,922,898	234,008	10,156,906	840,281	81,355	921,636	178,381	2,813	181,194
20 扶助費									
21 貸付金	80,683		80,683	5,683		5,683			
22 補償、補填及び賠償金	1,644,639	394,707	2,039,346	11,848	1,120	12,968			
23 債還金、利子及び割引料	5,500	16,052	21,552						
24 投資及び出資金									
25 積立金	12,062		12,062	12,062		12,062			
26 寄附金									
27 公課費	7,180		7,180						
28 繰出金	6,380		6,380	6,380		6,380			
予備費									
計	44,600,935	3,755,187	48,356,122	3,656,280	263,158	3,919,438	277,149	2,813	279,962
財源	国庫支出金	12,322,650	1,595,948	13,918,598	691,449	78,605	770,054	61,012	61,012
内訳	地方債	16,167,000	1,990,000	18,157,000	584,000	102,000	686,000		
	その他の	1,514,491	31,214	1,545,705	743,574	7,422	750,996	3,245	3,245
	一般財源	14,596,794	138,025	14,734,819	1,637,257	75,131	1,712,388	212,892	2,813
									215,705

平成29年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	8款 土木費									
	うち生活環境部									
	1項 土木管理費			5項 都市計画費						
	4目 建築指導費			3目 公園費						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1報酬	310		310	764		764	274		274	
2給料				11,394		11,394	3,798		3,798	
3職員手当等				5,727		5,727	1,909		1,909	
4共済費				4,116		4,116	1,372		1,372	
5災害補償費										
6恩給及び退職年金										
7賃金										
8報償費	36		36	874		874	874		874	
9旅費	479		479	889		889	216		216	
費用弁償	379		379	112		112				
普通旅費	64		64	561		561				
特別旅費	36		36	216		216	216		216	
10交際費										
11備用費	1,717		1,717	700		700				
12役務費	75		75	1,160		1,160				
13委託料	59,227		59,227	498,376		498,376	496,645		496,645	
14使用料及び賃借料	1,497		1,497	473		473				
15工事請負費				171,259		171,259	171,259		171,259	
16原材料費										
17公有財産購入費										
18備品購入費	32		32	37,950		37,950	37,950		37,950	
19負担金、補助及び交付金	178,381	2,813	181,194	20,858	7,422	28,280	9,160	7,422	16,582	
20扶助費										
21貸付金										
22補償、補填及び賠償金										
23償還金、利子及び割引料										
24投資及び出資金										
25積立金										
26寄附金										
27公課費										
28繰出金				6,380		6,380				
予備費										
計	241,754	2,813	244,567	760,920	7,422	768,342	723,457	7,422	730,879	
財源	国庫支出金	61,012		61,012	51,017		51,017	44,150		44,150
内	地方債				30,000		30,000	30,000		30,000
訳	その他の	3,245		3,245	21,959	7,422	29,381	21,357	7,422	28,779
一般財源	177,497	2,813	180,310	657,944		657,944	627,950		627,950	

平成29年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	8款 土木費						
	うち生活環境部						
	6項 住宅費						
				2目 住宅建設費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	41,244		41,244	10,970		10,970	
2 給料	208,890		208,890				
3 職員手当等	105,000		105,000				
4 共済費	80,196		80,196	1,775		1,775	
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃金	493		493				
8 報償費	30		30	30		30	
9 旅費	4,203		4,203	51		51	
費用弁償	321		321				
普通旅費	3,881		3,881	50		50	
特別旅費	1		1	1		1	
10 交際費							
11 営用費	57,389		57,389	50		50	
12 役務費	11,065		11,065	30		30	
13 委託料	342,903	22,853	365,756	35,718	22,853	58,571	
14 使用料及び賃借料	13,777		13,777	20		20	
15 工事請負費	1,082,286	157,830	1,240,116	951,942	157,830	1,109,772	
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費	100		100	100		100	
19 斉担金、補助及び交付金	641,042	71,120	712,162	543,015	71,120	614,135	
20 扶助費							
21 貸付金	5,683		5,683	5,683		5,683	
22 補償、補填及び賠償金	11,848	1,120	12,968	11,848	1,120	12,968	
23 借還金、利子及び割引料							
24 投資及び出資金							
25 積立金	12,062		12,062	12,062		12,062	
26 寄附金							
27 公課費							
28 繰出金							
予備費							
計	2,618,211	252,923	2,871,134	1,573,294	252,923	1,826,217	
財源	国庫支出金	579,420	78,605	658,025	570,971	78,605	649,576
内訳	地方債	554,000	102,000	656,000	554,000	102,000	656,000
内訳	その他の	718,370		718,370	20,496		20,496
内訳	一般財源	766,421	72,318	838,739	427,827	72,318	500,145

平成29年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節	生活環境部 合計		
	補正前	補正額	補正後
1 報酬	162,418	3,291	165,709
2 給料	1,048,248		1,048,248
3 職員手当等	534,814		534,814
4 共済費	401,504	533	402,037
5 災害補償費			
6 恩給及び退職年金			
7 黄金	493		493
8 報償費	22,954	216	23,170
9 旅費	49,889	228	50,117
費用弁償	8,129		8,129
普通旅費	29,489		29,489
特別旅費	12,271	228	12,499
10 交際費			
11 需用費	193,029		193,029
12 役務費	54,714		54,714
13 委託料	1,716,136	42,117	1,758,253
14 使用料及び賃借料	74,963	312	75,275
15 工事請負費	2,482,328	157,830	2,640,158
16 原材料費			
17 公有財産購入費			
18 備品購入費	93,504		93,504
19 負担金、補助及び交付金	1,785,924	122,555	1,908,479
20 扶助費			
21 貸付金	8,883		8,883
22 補償、補填及び賠償金	11,848	1,120	12,968
23 償還金、利子及び割引料			
24 投資及び出資金			
25 積立金	25,181		25,181
26 寄附金	24,445		24,445
27 公課費	7		7
28 繰出金	6,380		6,380
予備費			
計	8,697,662	328,202	9,025,864
財源内訳			
国庫支出金	2,150,011	92,925	2,242,936
地方債	965,000	102,000	1,067,000
その他	908,211	7,438	915,649
一般財源	4,674,140	125,839	4,799,979

## 節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
3款 民生費		
1項 社会福祉費		
7目 消費者支援対策費		
負担金、補助 及び交付金	・日本エシカル推進協議会会費	200
4款 衛生費		
2項 環境衛生費		
4目 環境保全費		
負担金、補助 及び交付金	・第3回「山の日」記念全国大会実行委員会負担金	41,000
8款 土木費		
1項 土木管理費		
4目 建築指導費		
負担金、補助 及び交付金	・福祉のまちづくり推進事業補助金	2,813
5項 都市計画費		
3目 公園費		
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県立布勢運動公園基金造成事業補助金	7,422
6項 住宅費		
2目 住宅建設費		
負担金、補助 及び交付金	・とつとり住まいる支援事業補助金 ・ケーブルテレビ加入負担金	70,000 1,120

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額	前年度までの支出(見込)額	当該年度以降の支出予定額			左の財源内訳			一般財源 千円
			期間	金額 千円	期間	金額 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	
平成29年度 平第3回「山の日」記念全国大会運営事業費負担金	員担金総額41,000千円を限度として、平成29年度に第3回「山の日」記念全国大会実行委員会が決定した鳥取県負担金の額から平成29年度に支出した額を差し引いた額		平成30年度		限度額に同じ				限度額に同じ
平成29年度 平県営住宅管理システム機器賃借料	453		平成30年度から 平成32年度まで	453			453		0

債務負担行為翌年度以降にわたるものについての前年年度までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事項	限度額	前年度までの支出(見込み)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳		一般財源 千円
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	国庫支出金 千円	地方債 千円	
補正前の額	補助金総額306,850千円を限度として、平成29年度に交付決定した額から平成29年度に差し引いた額			平成30年度	限度額に同じ			限度額に同じ
補正額	補助金総額195,000千円を限度として、平成29年度に交付決定した額から平成29年度に差し引いた額			平成30年度	限度額に同じ			限度額に同じ
補正後の額	補助金総額501,850千円を限度として、平成29年度に交付決定した額から平成29年度に差し引いた額			平成30年度	限度額に同じ			限度額に同じ

条例名等	鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 市街化調整区域内において、高齢化及び人口減少に伴い空家の発生や既存集落の維持が困難になる等の問題が生じていることに鑑み、住宅建築等の許可の基準を緩和する等所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市街化調整区域内において、分家住宅に居住する者の2親等以内の親族が居住するための分家住宅の建設を認める。</li> <li>(2) 市街化調整区域内において、分家住宅（再分家住宅を含む。）の建設を認める区域に本家住宅（再分家の場合は本家住宅及び分家住宅）の敷地から連たんした区域を加える。</li> <li>(3) 分家住宅の建設が認められる継続居住困難者として、就職等に伴う県外からの移転により現在居住している住宅に引き続き居住することが困難な者を加える。</li> <li>(4) 市街化調整区域内に存する空家について、県外からの移住者又は県内の農業者の移住を目的とした居住を認める。</li> <li>(5) その他所要の規定の整備を行う。</li> <li>(6) 施行期日は、平成30年4月1日とする（5）の一部に関する事項を除き、公布日とする。</li> </ul>

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例(平成21年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(適用除外)</p> <p>第6条 この条例の規定は、<u>指定都市等及び事務処理市町村</u>の区域については、適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第6条 この条例の規定は、<u>特例市及び事務処理市町村</u>の区域については、適用しない。</p>						
<p>別表(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>1 市街化調整区域(区 域区分に関する都市 計画が決定されたこ とにより市街化区域 と市街化調整区域内に 分断された町等の市 街化区域内の部分を 含む。)内に継続所有 地(区域区分に関する 都市計画が決定され た日(以下「区分決定 日」という。)以前か ら所有している土地 (区分決定日以前か ら所有していた土地 との交換分合(農業振 興地域の整備に関する 法律(昭和44年法律 第58号)その他の法 令の規定に基づく 交換分合をいう。以下 同じ。)により区分決 定日以後に取得した もの、区分決定日以 前において所有して いた者から区分決定 日以後に相続により 取得したものその他これ と同様の事情にあると 認められるものを含 む。)をいう。以下同 じ。)を有し、当該継</p> </td><td style="width: 33.33%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>その本家 者の継続所 有地<u>若しく</u> <u>は区分決定</u> <u>日以前から</u> <u>宅地であつ</u> <u>た土地の区</u> <u>域又はその</u> <u>本家者等の</u> <u>自己用住宅</u> <u>の敷地から</u> <u>50メートル</u> <u>以内にその</u> <u>敷地の全部</u> <u>若しくは一</u> <u>部がある建</u> <u>築物が連た</u> <u>んしている</u> <u>区域(いざれ</u> <u>も、本家者等</u> <u>の居住する</u> <u>町等の区域</u> <u>又はこれに</u> <u>隣接する町</u> <u>等の区域に</u> <u>限る。)</u></p> </td><td style="width: 33.33%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>略</p> </td></tr> </table>	<p>1 市街化調整区域(区 域区分に関する都市 計画が決定されたこ とにより市街化区域 と市街化調整区域内に 分断された町等の市 街化区域内の部分を 含む。)内に継続所有 地(区域区分に関する 都市計画が決定され た日(以下「区分決定 日」という。)以前か ら所有している土地 (区分決定日以前か ら所有していた土地 との交換分合(農業振 興地域の整備に関する 法律(昭和44年法律 第58号)その他の法 令の規定に基づく 交換分合をいう。以下 同じ。)により区分決 定日以後に取得した もの、区分決定日以 前において所有して いた者から区分決定 日以後に相続により 取得したものその他これ と同様の事情にあると 認められるものを含 む。)をいう。以下同 じ。)を有し、当該継</p>	<p>その本家 者の継続所 有地<u>若しく</u> <u>は区分決定</u> <u>日以前から</u> <u>宅地であつ</u> <u>た土地の区</u> <u>域又はその</u> <u>本家者等の</u> <u>自己用住宅</u> <u>の敷地から</u> <u>50メートル</u> <u>以内にその</u> <u>敷地の全部</u> <u>若しくは一</u> <u>部がある建</u> <u>築物が連た</u> <u>んしている</u> <u>区域(いざれ</u> <u>も、本家者等</u> <u>の居住する</u> <u>町等の区域</u> <u>又はこれに</u> <u>隣接する町</u> <u>等の区域に</u> <u>限る。)</u></p>	<p>略</p>	<p>別表(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>1 市街化調整区域(区 域区分に関する都市 計画が決定されたこ とにより市街化区域 と市街化調整区域内に 分断された町等の市 街化区域内の部分を 含む。)内に継続所有 地(区域区分に関する 都市計画が決定され た日(以下「区分決定 日」という。)以前か ら所有している土地 (区分決定日以前か ら所有していた土地 との交換分合(農業振 興地域の整備に関する 法律(昭和44年法律 第58号)その他の法 令の規定に基づく 交換分合をいう。以下 同じ。)により区分決 定日以後に取得した もの、<u>及び</u>区分決定日 以前に所有していた 者から区分決定日以 後に相続により取得 したもの)を いう。以下同じ。)を 有し、当該継続所有地 に建設された自己用 住宅に居住している</p> </td><td style="width: 33.33%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>その本家 者の継続所 有地又は区 分決定日以 前から宅地 であった土 地(いざれ も、<u>本家者</u>の 居住する町 等の区域又 はこれに隣 接する町等 の区域内に 所在するも のに限る。) の区域</p> </td><td style="width: 33.33%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>略</p> </td></tr> </table>	<p>1 市街化調整区域(区 域区分に関する都市 計画が決定されたこ とにより市街化区域 と市街化調整区域内に 分断された町等の市 街化区域内の部分を 含む。)内に継続所有 地(区域区分に関する 都市計画が決定され た日(以下「区分決定 日」という。)以前か ら所有している土地 (区分決定日以前か ら所有していた土地 との交換分合(農業振 興地域の整備に関する 法律(昭和44年法律 第58号)その他の法 令の規定に基づく 交換分合をいう。以下 同じ。)により区分決 定日以後に取得した もの、<u>及び</u>区分決定日 以前に所有していた 者から区分決定日以 後に相続により取得 したもの)を いう。以下同じ。)を 有し、当該継続所有地 に建設された自己用 住宅に居住している</p>	<p>その本家 者の継続所 有地又は区 分決定日以 前から宅地 であった土 地(いざれ も、<u>本家者</u>の 居住する町 等の区域又 はこれに隣 接する町等 の区域内に 所在するも のに限る。) の区域</p>	<p>略</p>
<p>1 市街化調整区域(区 域区分に関する都市 計画が決定されたこ とにより市街化区域 と市街化調整区域内に 分断された町等の市 街化区域内の部分を 含む。)内に継続所有 地(区域区分に関する 都市計画が決定され た日(以下「区分決定 日」という。)以前か ら所有している土地 (区分決定日以前か ら所有していた土地 との交換分合(農業振 興地域の整備に関する 法律(昭和44年法律 第58号)その他の法 令の規定に基づく 交換分合をいう。以下 同じ。)により区分決 定日以後に取得した もの、区分決定日以 前において所有して いた者から区分決定 日以後に相続により 取得したものその他これ と同様の事情にあると 認められるものを含 む。)をいう。以下同 じ。)を有し、当該継</p>	<p>その本家 者の継続所 有地<u>若しく</u> <u>は区分決定</u> <u>日以前から</u> <u>宅地であつ</u> <u>た土地の区</u> <u>域又はその</u> <u>本家者等の</u> <u>自己用住宅</u> <u>の敷地から</u> <u>50メートル</u> <u>以内にその</u> <u>敷地の全部</u> <u>若しくは一</u> <u>部がある建</u> <u>築物が連た</u> <u>んしている</u> <u>区域(いざれ</u> <u>も、本家者等</u> <u>の居住する</u> <u>町等の区域</u> <u>又はこれに</u> <u>隣接する町</u> <u>等の区域に</u> <u>限る。)</u></p>	<p>略</p>					
<p>1 市街化調整区域(区 域区分に関する都市 計画が決定されたこ とにより市街化区域 と市街化調整区域内に 分断された町等の市 街化区域内の部分を 含む。)内に継続所有 地(区域区分に関する 都市計画が決定され た日(以下「区分決定 日」という。)以前か ら所有している土地 (区分決定日以前か ら所有していた土地 との交換分合(農業振 興地域の整備に関する 法律(昭和44年法律 第58号)その他の法 令の規定に基づく 交換分合をいう。以下 同じ。)により区分決 定日以後に取得した もの、<u>及び</u>区分決定日 以前に所有していた 者から区分決定日以 後に相続により取得 したもの)を いう。以下同じ。)を 有し、当該継続所有地 に建設された自己用 住宅に居住している</p>	<p>その本家 者の継続所 有地又は区 分決定日以 前から宅地 であった土 地(いざれ も、<u>本家者</u>の 居住する町 等の区域又 はこれに隣 接する町等 の区域内に 所在するも のに限る。) の区域</p>	<p>略</p>					

<p>続所有地に建設された自己用住宅に居住している者（以下「本家者」という。）又はこの項の規定その他の法令の規定に基づいて区分決定日以後に市街化調整区域内に自己用住宅を建設し、これに居住している者（以下これらを「本家者等」という。）と同居し、又は同居していた2親等以内の親族であって、次のいずれかの事由により現在居住している住宅に引き続き居住することが困難なもの（本家者等と同居することが困難な者に限る。以下「継続居住困難者」という。）が、自己用住宅を建設する目的（当該継続居住困難者、その同居者又はその本家者等が、当該本家者等の居住する市町村の区域内に他に当該継続居住困難者の自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）</p> <p>(1)～(3) 略      (4) 就職等に伴う  <u>県外からの移住</u>      (5) 略</p>		<p>者（法令の規定に基づいて区分決定日以後に市街化調整区域内に自己用住宅を建設し、これに居住している者を含む。以下「本家者」という。）と同居し、又は同居していた2親等以内の親族であって、次のいずれかの事由により現在居住している住宅に引き続き居住することが困難なもの（本家者と同居することが困難な者に限る。以下「継続居住困難者」という。）が、自己用住宅を建設する目的（当該継続居住困難者、その同居者又はその本家者が、当該本家者の居住する市町村の区域内に他に当該継続居住困難者の自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）</p> <p>(1)～(3) 略      (4) 略</p>
略	略	3 大規模連たん区域 略

<p>において、次のいずれかに該当する継続居住困難者が、自己用住宅を建設する目的（当該継続居住困難者、その同居者又はその本家者等が、当該大規模連たん区域の所在する市町村の区域内に他に当該継続居住困難者の自己用住宅とすることができます建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>において、次のいずれかに該当する継続居住困難者が、自己用住宅を建設する目的（当該継続居住困難者、その同居者又はその本家者が、当該大規模連たん区域の所在する市町村の区域内に他に当該継続居住困難者の自己用住宅とすることができます建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 本家者と同居し、又は同居していた2親等以内の親族</u></p>
<p>略</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する</p>	<p>略</p> <p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する</p>

	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的		認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的	
11 居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物の用途を変更して有効活用する目的	幹線道路（交通量の多い道路をいう。）沿いの区域（所在する市町村の長の申出により、知事が鳥取県開発審査会の意見を聴いて定め、告示する区域に限る。）	店舗、事務所その他これらに類する建築物	幹線道路（交通量の多い道路をいう。）沿いの区域（所在する市町村の長の申出により、知事が鳥取県開発審査会の意見を聴いて定め、告示する区域に限る。）	店舗、事務所その他これらに類する建築物
12 次のいずれかに該当する者が、建築後5年以上経過し、現に居住その他の使用がなされていない建築物（以下「空家」という。）に居住する目的（その者又はその同居者が、当該空家の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができます建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限り、第1号に掲げる者（農業者を除く。）にあっては、当該空家の所有権を取得する場合に限る。） (1) 県内に移住し	空家の敷地の区域	建築基準法別表第2(い)項第1号に掲げる建築物		

ようとする者であ って、過去5年間県 内に居住したこと がないもの					
(2) 現に耕作する 農地の存する市町 村に移住しようと する農業者であつ て、過去5年間当該 市町村に居住した ことがないもの					

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第10項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

## 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例

(平成21年3月27日鳥取県条例第6号)

### (趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第11号及び第12号並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づき、開発許可及び法第43条第1項の許可（以下「開発許可等」という。）の基準について、法及び政令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市街化不適当区域 政令第8条第1項第2号口からニまでに掲げる土地の区域をいう。
- (2) 住宅建築禁止区域 地区計画において住宅を建築してはならないこととされている区域、特別用途地区のうち市町村の条例により住宅を建築してはならないこととされている区域及び工業専用地域をいう。
- (3) 大規模連たん区域 直近にある建築物の敷地（建築物等が建設される土地、及びその周辺の土地（当該建築物等を使用し又は管理する者が、その効用を増加させるため、所有権その他の権原に基づいて使用し又は管理するものに限る。）をいう。以下同じ。）から50メートル以内にその敷地の全部又は一部がある建築物が50以上連たんしている区域をいう。
- (4) 自己用住宅 建築主が自己の日常生活の用に供する住宅をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び政令で使用する用語の例による。

### (市街化区域と一体的な地域)

第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域（以下「指定区域」という。）は、大規模連たん区域内の土地（市街化不適当区域内に所在するものを除く。）のうち、次に掲げる要件を備えたものの区域とする。

- (1) 市街化区域（住宅建築禁止区域を除く。）と市街化調整区域（住宅建築禁止区域を含む。）との境界から1キロメートル以内にその区域の全部又は一部がある町等（市町村の区域内の町又は大字（これらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の区域内に所在すること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路に接する土地であること。
- (3) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第12項に規定する給水区域（同条第2項に規定する水道事業に係るものに限る。）内に所在すること。
- (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の5第1項に規定する生活排水処理施設（市町村が整備したものに限る。）により下水を排除することができるものとして当該市町村が定める区域内に所在すること。

2 指定区域は、当該指定区域の所在する市町村の長の申出により、知事が鳥取県開発審査会の意見を聴いて定め、告示するものとする。

### (環境の保全上支障がある予定建築物等の用途)

第4条 法第34条第11号の条例で定める用途は、建築基準法別表第2(い)項第1号又は第2号に掲げる建築物（地階を除く階数が3以下の自己用住宅に限る。）以外の用途とする。

### (市街化を促進しない開発行為等)

第5条 法第34条第12号の条例で定める開発行為及び政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設は、別表の左欄に掲げる目的に応じ、同表の中欄に掲げる区域（市街化不適当区域を除く。）において同表の右欄に掲げる用途に供するために行うものとする。

### (適用除外)

第6条 この条例の規定は、指定都市等及び事務処理市町村の区域については、適用しない。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第1条から第3条までの規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例は、その施行の日以降の申請に係る開発許可等について適用し、同日前の申請に係る開発許可等については、なお従前の例による。

### 附 則（平成22年条例第44号）

この条例は、平成22年8月10日から施行する。

### 附 則（平成23年条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成27年条例第1号）

この条例は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第109号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成27年1月18日）

### 附 則（平成27年条例第55条）妙

### (施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第10項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 市街化調整区域（区域区分に関する都市計画が決定されたことにより市街化区域と市街化調整区域に分断された町等の市街化区域内の部分を含む。）内に継続所有地（区域区分に関する都市計画が決定された日（以下「区分決定日」という。）以前から所有している土地（区分決定日以前から所有していた土地との交換分合（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）その他の法令の規定に基づく交換分合をいう。以下同じ。）により区分決定日以後に取得したもの、区分決定日以前に所有していた者から区分決定日以後に相続により取得したものその他これらと同様の事情にあると認められるものを含む。）をいう。以下同じ。）を有し、当該継続所有地に建設された自己用住宅に居住している者（以下「本家者」という。）又はこの項の規定その他の法令の規定に基づいて区分決定日以後に市街化調整区域内に自己用住宅を建設し、これに居住している者（以下これらを「本家者等」という。）と同居し、又は同居していた2親等以内の親族であって、次のいずれかの事由により現在居住している住宅に引き続き居住することが困難なもの（本家者等と同居することが困難な者に限る。以下「継続居住困難者」という。）が、自己用住宅を建設する目的（当該継続居住困難者、その同居者又はその本家者等が、当該本家者等の居住する市町村の区域内に他に当該継続居住困難者の自己用住宅とすることができます建築物を所有しておらず、かつ、当該市町	その本家者の継続所有地若しくは区分決定日以前から宅地であった土地の区域又はその本家者等の自己用住宅の敷地から50メートル以内にその敷地の全部若しくは一部がある建築物が連たんしている区域（いずれも、本家者等の居住する町等の区域又はこれに隣接する町等の区域に限る。）	建築基準法別表第2(い)項第1号に掲げる建築物
--	---	-------------------------

	<p>村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。)</p> <p>(1) 婚姻、出産等による同居者の増加</p> <p>(2) 独立して生活するのが適当と認められる世帯の分離</p> <p>(3) 家業、同居者の介護等のためのより広い居住空間の確保</p> <p><u>(4) 就職等に伴う県外からの移住</u></p> <p><u>(5) 災害による住宅の損壊、家主からの退去要請その他やむを得ない事情</u></p>		
2 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の施行のため自己の所有する建築物等（建築物又は第1種特定工作物をいう。以下同じ。）を移転し、又は除却する必要のある者が、当該建築物等（以下「移転等に係る建築物等」という。）に代わる建築物等（その者の所有する一団の土地の一部が当該事業の用地となった場合にあっては、その残地に建設することができないものに限る。以下「代替建築物等」という。）を建設する目的（その者又はその同居者（以下「移転者」という。）が、当該事業が施行される市町村の区域内に他に代替建築物等とすることができます建築物等を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）	<p>当該事業が施行される市町村の区域（移転等に係る建築物等が市街化区域内に所在する場合にあっては、当該事業に係る土地収用法第16条の規定による事業の認定の日以前から移転者が所有している土地（当該認定の日以前から所有していた土地との交換分合により当該認定の日以後に取得したもの、及び当該認定の日以前に所有していた者から当該認定の日以後に相続により取得したものを含む。）又は当該事業の起業者が代替建築物等の用地としてあっせんする土地の区域に限る。）</p>	<p>移転等に係る建築物等と同一の用途の建築物（敷地の面積及び延床面積が、移転等に係る建築物等の敷地の面積及び延床面積の、それぞれ1.5倍を超えないものに限る。）</p>	
3 大規模連たん区域において、次のいずれかに該当する継続居住困難者が、自己用住宅を建設する目的（当該継続居住困難者、その同居者又はその <u>本家者等</u> が、当該大規模連たん区域の所在する市町村の区域内に他に当該継続居住困難者の自己用住宅とができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。）	<p>(1) 当該大規模連たん区域内に継続所有地のある者</p> <p>(2) 当該大規模連たん区域内に10年以上継続して居住している者</p> <p>(3) 区分決定日以後に当該大規模連たん区域内に移転等に係る建築物等に代わるものとして自己用住宅を建設し、これに居住している者</p>	<p>大規模連たん区域（左欄第1号に掲げる者については、その継続所有地の区域に限る。）</p>	<p>建築基準法別表第2(い)項第1号又は第2号に掲げる建築物</p>
4 大規模連たん区域において、次のいずれかに該当する者が、自己の業務の用に供する工場、事務所又は店舗（以下「自己の工場等」という。）を建設する目的	大規模連たん区域	自己の工場等（敷地の面積が1,000平方メー	

	(1) 区分決定日以前から当該大規模連たん区域内に居住している者の世帯に属する者 (2) 前項第3号に掲げる者	トルを超えず、かつ、店舗にあっては延床面積が500平方メートルを超えないものに限る。)	
5	集会所その他これに類する施設（次に掲げる要件を備えたものに限る。以下「集会所等」という。）を建設する目的 (1) 当該集会所等が建設される町等に居住する者（以下「周辺住民」という。）が主として利用することになると見込まれること。 (2) 周辺住民の地縁に基づいて形成された団体により管理・運営されること。 (3) 他の用途と併用されるものでないこと。	周辺住民が居住する町等の区域	集会所等
6	既存の建築物等を増築し、又は改築する目的	既存の建築物等の敷地又はその隣接地（公共の用に供される道路その他の施設によって当該敷地と隔てられている土地であって、当該施設の敷地が存在しないものとした場合には当該既存の建築物等の敷地に隣接することとなるものを含む。）の区域	既存の建築物等と同一の用途の建築物等（敷地の面積が既存の建築物等の敷地面積の1.5倍を超える、かつ、延床面積が既存の建築物等の延床面積の2倍を超えないものに限る。）
7	次のいずれかの事由により移転される建築物等（以下「移転建築物等」という。）に代わる建築物等を建設する目的 (1) 鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）第2条第1項の規定により指定された災害危険区域内又は同条例第4条各号に定める区域内に所在すること。 (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域内に所在すること。 (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条の規定により作成された関連事業計画に基づいて行うことである。 (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項の規定による勧告を受けたこと。 (5) 建築基準法第10条第1項の規定による勧告を受けたこと。	移転建築物等の所在する市町村の区域	移転建築物等と同一の用途の建築物等（敷地の面積及び延床面積が、移転建築物等の敷地の面積及び延床面積の、それぞれ1.5倍を超えないものに限る。）
8	優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の認定を受けた優良田園住宅建設計画	田園住宅計画に定められた同条第2項第1号に	建築基準法別表第2(い)項第

(以下「田園住宅計画」という。)に基づき、優良田園住宅(自己用住宅に限る。)を建設する目的	規定する土地の区域	1号又は第2号に掲げる建築物
9 当該区域の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない者が、自己用住宅を建設する目的	区分決定日以前に造成工事が完了し若しくは施行中であった住宅団地として知事が鳥取県開発審査会の議を経て認定したものの区域又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第8項に規定する施行区域	建築基準法別表第2(い)項第1号又は第2号に掲げる建築物
10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等(市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。)を建設する目的	当該市町村の長が適当と認めた区域	社会福祉施設(敷地面積が3,000平方メートルを超えず、かつ、延床面積が1,500平方メートル以下のものに限る。)
11 居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物の用途を変更して有効活用する目的	幹線道路(交通量の多い道路をいう。)沿いの区域(所在する市町村の長の申出により、知事が鳥取県開発審査会の意見を聽いて定め、告示する区域に限る。)	店舗、事務所その他これらに類する建築物
12 次のいずれかに該当する者が、建築後5年以上経過し、現に居住その他の使用がなされていない建築物(以下「空家」という。)に居住する目的(その者又はその同居者が、当該空家の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限り、第1号に掲げる者(農業者を除く。)にあっては、当該空家の所有権を取得する場合に限る。) (1) 県内に移住しようとする者であって、過去5年間県内に居住したことがないもの (2) 現に耕作する農地の存する市町村に移住しようとする農業者であって、過去5年間当該市町村に居住したことがないもの	空家の敷地の区域	建築基準法別表第2(い)項第1号に掲げる建築物

## 平成28年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	継続費の総額	平成28年度継続費予算現額				残額	翌年度 通次繰越額	繰越金	左の内訳
				予算計上額	前年度 通次繰越額	円	計				
2 総務費	6 防災費	原子力環境センター費 機能強化費	503,597,000	115,726,000	115,726,000	円	68,187,220	47,538,780	47,538,780	円	円
	計		503,597,000	115,726,000		円	68,187,220	47,538,780	47,538,780	円	円

平成28年度鳥取県一般会計繰越明許費算計表

生活環境部

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既收入 特定財源	国庫支出金	分担金及び 負担金	その他	地方債	一般財源
3 民生費	1 社会福祉費	消費者行政推進事業費	40,079,000	21,062,000	円	21,062,000	円	円	円	円
4 衛生費	2 環境衛生費	国立公園満喫プロジェクト等 推進事業費	232,080,000	211,080,000		105,540,000		76,000,000	29,540,000	
		生物多様性保全事業費	7,972,000	3,000,000					3,000,000	
		自然公園等管理費	103,053,000	22,600,713		10,868,917			11,731,796	
6 農林水産業費	4 林業費	カワウ被害緊急対策事業費	3,500,000	1,500,000					1,500,000	
7 商工費	3 觀光費	山陰海岸ワクワク再生事業費 世界ジオパーク創生事業費	66,783,000	29,813,000					29,813,000	
8 土木費	5 都市計画費	布勢総合運動公園等改修事業費	400,000,000	327,874,280		163,937,140		163,000,000	937,140	
		都市公園管理費	506,182,000	5,000,000					5,000,000	
		都市公園維持費	116,566,000	21,041,790					21,041,790	
		公園施設長寿命化計画費 策定事業	9,000,000	9,000,000		4,500,000			4,500,000	
6 住宅費	6 つどりの美しい街 なみづくり事業費	4,245,000	3,913,000						3,913,000	
	県営住宅管理システム 改修事業	9,865,000	5,322,000						5,322,000	
	公営住宅整備事業費	1,714,671,000	325,762,800		84,245,000			118,000,000	123,517,800	
	鳥取県被災者住宅再建等 総合支援事業費	1,701,000,000	1,190,828,152	141,152,315		1,044,078,357		5,597,480		
	住宅修繕促進支援事業費	6,000,000	6,000,000						6,000,000	
	生活環境部 計	4,920,96,000	2,183,797,735	141,152,315	390,153,057	1,044,078,357	357,000,000	251,414,006		

## 平成28年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書

## 生活環境部

款	項	事業名	支出負担額 為行	左の内訳		翌年度 繰越額	既收入財源 特定財源	左の財源内訳		
				支出済額	支出未済額			国庫支出金	その他	一般財源
8 土木費	1 土木管理費	住宅・建築物耐震化費	9,775,000	円	9,775,000	円	9,775,000	円	円	円
	生活環境部 計		9,775,000		9,775,000	9,775,000				9,775,000

平成28年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

生活環境部

款項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				既定財源 額	国庫支出金 額	分担金及び 負担金 額	その他 額
流域下水道事業費	流域下水道事業費 建設事業	121,130,000	8,266,110	464,027	3,868,055	1,934,028	2,000,000
	流域下水道災害復旧費 事業	40,000,000	12,743,470	121,788	8,499,894	2,121,788	2,000,000
計		161,130,000	21,009,580	585,815	12,367,949	4,055,816	4,000,000

件名	議会の委任による専決処分の報告について (13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年5月17日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する鳥取県営住宅の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成29年5月17日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 甲 米子市 個人 乙 米子市 個人 丙 米子市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金164,873円を甲に、225,029円を乙に、131,684円を丙に、それぞれ支払うものとすること。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成29年1月23日から同月25日までの間 (事故発生の始期は不明) イ 事故発生場所 米子市永江280番地4 県営住宅永江団地内 ウ 事故の状況 平成29年1月23日、24日の大雪により県営住宅永江団地の屋根に積もった雪が落下し、当該県営住宅駐車場内に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車3台に接触し、同車両が破損したものである。</p>

